

平成 26 年(2014 年)7 月 4 日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局子ども教育施設担当

東中野小学校跡施設の貸付けについて

東中野小学校跡施設について、下記のとおり区内の社会福祉法人に対し貸付けを行う。

1 貸付先

社会福祉法人 愛成会

(所在地；中野区中野五丁目 26 番 18 号)

2 貸付理由

障害者等の作品を展示するアール・ブリュット展の出展に向け、応募のあった作品などを保管するため、社会福祉法人愛成会から東中野小学校跡施設の教室の使用許可申請があったので、貸付けを行う。

3 貸付物件

東中野小学校跡施設の教室を貸付ける。

(1) 使用部分 校舎 3 階 3 教室程度

(2) 所在地 中野区東中野五丁目 27 番 8 号

4 貸付期間

平成 26 (2014) 年 8 月 1 日から平成 27 (2015) 年 2 月 28 日まで (予定)

5 使用料

行政財産使用料条例に基づき算定した使用料を徴収する。